

三、改革後の東ドイツ農業

過去の土地改革と東ドイツ

ドイツのソ連軍占領地區では、ドイツの民主化・非軍事化の一環として、工業および銀行の獨占禁止とならんでユンカー・地主の大土地所有の廢棄が實施され、一九四九年十月にはついに「ドイツ民主共和國」の樹立をみるに至つた。かかる改革の結果、東ドイツの農業はどう變つたであろうか。

大土地所有を廢止あるいは制限しようとする試みは、ドイツに

においても前世期初頭のシユタイン・ハルデンベルヒの農奴解放以來、例えば、ビスマルクの地代農場・移住法、ゼーリングの連邦植民法、ナチスの世襲農場法等によつてなれぞれの目的から幾度か行われて来たが、いずれも極めて不徹底であり、結局これら一連の試みはユンカーの單なる地主から資本主義的經營者への轉生、強化を助けるものに外ならなかつた。それはまさに「土地所有の中世的諸關係が即座に廢棄されず、徐々に資本主義に適應して行く」ところの農業における資本主義發展の「プロシヤ型の道」であり、さらにユンカーが土地所有に基いて握つていた國家權力を次第に獨占資本に譲り渡し、これと緊密に結びついて行くことによつて、そこから「ユンカー的・ブルジョア的な」ドイツ帝國主義とドイツ・ファッシズムが打ち出される過程を示すものであつたと云うことが出來よう。このような土地改革の偽瞞性と資本主義の遅れた發達の刻印が、ユンカーの故郷である東ドイツの農業に殊に明らかに見出されることは周知のところである。

「ドイツ民主共和國」の現在の版圖は、エルベ河以東の面積十萬四千平方料、戰前人口千九百七十萬（今日では歐洲各地からの引揚と西ドイツへの逃亡によつて相當の移動があらう）に及ぶ地域である。ここはドイツ北東部の純農業地帯と南東部の農業を主とする混合地帯からなり、嘗てドイツ人口の三〇%を占め、食糧の六〇%を出していたと云われ、ユンカーの大農場經營と分與地を持つ勞働者農場日傭人の本據であり、農民經營を主とし、より集約的な農業の營まれる西ドイツとはその農業の性格を異にして

いる。農業地帯であるから工業の發達は相對的に遅れており、殊に西ドイツの鐵鋼、石炭に依存する點が大きかつた。なお東ドイツの工業施設は戰災とソ連への賠償・撤去によつて可成り減少しているとみられる。

土地改革の諸結果

ドイツ共產黨は一九四五年六月十一日に土地改革に關する綱領を發表し、これは現共和國政府の中核をなすドイツ社會主義統一黨の結成と同時に、その綱領に繼承された。土地改革を推進したのはこれらのいわゆる反ファシスト的・民主的勢力であつたが、ソ連軍政當局の全面的な指導と支持のあつたことは云うまでもあるまい。土地改革の實施は、中央政府が存在しないため、各州の法律によつて個別的に行われ、一九四五年九月から一九四八年七月に至る約三年間で略々完了した。

一 東ドイツの土地改革は、次の三つの狙いをもつていたと云われる。

(一) ユンカーの封建的な大土地所有を廢止し、勤勞農民に土地を與える。

(二) 獨占と並んで、ドイツ・ファツシズムの温床であつたユンカーの政治的影響を排除し、農民を勞働者の同盟者たらしめる前提を創り出す。

(三) 農業生産力を恢復し、國民に食糧および原料を保證する。土地改革の實施の結果はどうであつただらうか。

第1表 沒收地の源泉

沒收された土地 所有のカテゴリ ー	經營數	土地の沒收					
		全體		内 課			
		一千ヘク ター	全體に 對する %	農 用 地		森 林	
				一千ヘク ター	全體に對 する %	一千ヘク ター	全體に對 する %
大地主經營 (100ヘクター ル以上)	7,136	2,510	78.4	1,585	79.5	777	76.3
戰爭犯罪人の經營	4,142	121	3.8	101	5.0	16	1.3
ヒツトラーの國 家・黨・軍隊を 他の犯罪組織 の所有地	2,227	572	17.8	312	15.5	227	22.4
總 計	13,505	3,203	100.0	1,998	100.0	1,020	100.0

《Die Bodenreform in Deutschland》. Deutscher Bauernverlag, Berlin. 1947; 《Drei Jahre Bodenreform in der Sowjetischen Besatzungszone》, Deutscher Bauernverlag, Berlin 1948 の資料により作成。(1948年7月1日現在端數切捨) G・ハラハシヤン『ドイツ民主共和國の農業改革』より再引用。

第2表 土地改革による土地の分配

	經營數 (一千)	經營面積				内 譯			
		總計に 對する (%)		一經營 當り平 均(ヘ タール)		農用地 總計に 對する (%)		森 林 總計に 對する (%)	
		一 千 ヘ ク タ ー	ル	一 千 ヘ ク タ ー	ル	一 千 ヘ ク タ ー	ル	一 千 ヘ ク タ ー	ル
無土地農民と農業勞働者	121.5	914	28.5	7.5	763	38.2	139	13.6	
小土地所有農民	80.5	274	8.5	3.4	184	9.2	92	9.0	
移住者	88.0	741	23.1	8.4	614	30.7	113	11.1	
非農業勞働者と勤務員	154.0	108	3.4	0.7	76	3.8	27	2.6	
零細小作農民	44.5	45	1.4	1.0	32	1.6	13	1.2	
森林を取得した	39.5	63	2.0	1.6	-	-	63	6.2	
社會的利用に移されたもの	-	940	29.4	-	277	13.9	544	53.5	
非分配地	-	119	3.7	-	52	2.6	29	2.8	
計	528.0	3,203	100.0	-	1,998	100.0	1,020	100.0	

註 <<Die Bodenreform in Deutschland>> 1947. <<Drei Jahre Bodenreform in der Sowjetischen Besatzungszone>> 1948 の資料により作成 (1948年7月1日現在、端數切捨)

G・ハラハシヤン『ドイツ民主共和國の農業改革』より再引用

第1表に明らかな通り、一〇〇ヘクタール以上のユンカー經營戰爭犯罪人の經營およびヒットラーの國家・軍隊・その他の犯罪組織に屬する土地が無償で沒收された。沒收地は三二〇萬三千ヘクタール、東ドイツの全農地の二八、九%に及ぶと云われ、その七九%がユンカー經營に屬するものであつた。

第2表によれば、沒收地三二〇萬ヘクタールのうち、二一四萬五千ヘクタール(六六・九%)が五二萬八千の勤勞農民經營に分配された。最も多くの土地の分配を受けたのは、従來全く土地を持たなかつた農民と農業勞働者、および歐洲各地からの引揚者(移住者)で、平均七一八ヘクタールの土地を持つ約二十萬の勤勞農民經營が新しく生れた。また小土地所有農民、零細小作農民や非農業勞働者などもその經營面積を増加した。社會的利用その他に當てられたものも少くない。

東ドイツの勤勞農民は、土地の外に、地主から沒收した生産手段の分配に預つたが、それは一八萬の住宅および經營用建物、四四萬の役畜および生産畜、うち四萬七千六百頭は馬、一二萬四千五百頭は牝牛、ならびに六千臺以上のトラクターと約二六萬の各種の農業機械からなつていた。また嘗ての土地なき農民は三億六千七百七十萬マートの長期信用を供與された。

以上の改革の結果東ドイツ農村の社會的・經濟的構造は根本的に變化した。

第3表は土地改革が略々完了した一九四八年中頃の状態を示すものであるが、これによれば、一九三九年には經營數の僅か一・

第3表 土地改革の結果としての經營規模別階層の變化

(總計に對する%)

	1939年			1948年		
	經營數	經營面積	農用地積	經營數	經營面積	農用地積
個人經營						
0.5—5ヘクタール	54.0	5.8	8.1	39.9	6.3	7.2
5—10 〃	15.4	6.8	9.1	38.6	33.0	35.3
10—20 〃	16.6	14.5	19.3	10.0	16.6	19.0
20—100 〃	12.5	27.5	33.7	7.4	31.6	33.4
100ヘクタール以上	1.5	45.4	29.8	—	—	—
社會化企業	—	—	—	4.1	11.1	4.3
非分配地	—	—	—	—	1.4	0.8
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

註 G・ハラハシヤン『ドイツ民主共和國の農業改革』より引用。

五%で經營用地の四五・四%、農用地の二九・八%を押えていた一〇〇ヘクタール以上のユンカー的大經營が一九四八年には完全に一掃された。また一九三九年には經營數の八六%、經營用地の二七・一%、農用地の三六・五%を占めていた二〇ヘクタール以下の中農民經營と小農民經營の合計が、一九四八年には夫々八八・五%、五五・九%、六一・五%に増加し、さらに改革後新に生れた社會化企業と非分配地が經營數の四・一%、經營用地の二・五%、農用地の五・一%を占めていることが指摘される。五〇—一〇ヘクタールの中農民經營下層の増加は殊に顯著である。以上のことはユンカーの大土地所有と大農業經營の廢棄、中農層の増加の結果、勤勞農民經營が既にドイツ民主共和國の農業の確固たる基盤をなしていることを物語るものであろう。

なお一〇—二〇ヘクタールの中農民經營上層、二〇—一〇〇ヘクタールの大農民經營の經營數の比重が、面積の比重が變化しないにも拘らず減少しているのは、主として土地の細分化によつて經營總數が増加したためではないかと思ふが、よく解らぬ。

この表では〇・五—二ヘクタールと二—五ヘクタールの農民經營の比重を區別することは出来ないが、なお、新しく土地を分配されたものの、そのみでは生計の困難な零細經營が相當に多いとみられることと、經營數の七・四%に當る富農的な大農民經營が經營面積の三一・六%、農用地の三三・四%を占めていることとは、土地改革にとつて残された問題であらう。

なお東ドイツの土地改革は、東歐諸國におけると同じく、土地

の私有廢止—國有化を直接の目的としていない點で、ソ連のそれと異つてゐる。

新しい農業組織の動き

土地改革は勞農提携の前提を創り出したし、また土地改革の進行のなから農民の協同の様々の形態が生まれた。東ドイツにおいてこのような動きは未だ顯著であるとは云えないが、今後の農業の發展にとつて特に注目を要する。

その一つは人民所有地である。内容は未だよく解らないが、土地その他の生産手段は人民の財産（國有財産に近い意味に解される）であり、一種の指導農場乃至模範農場的な性格をもち、ソフホーズに發達する展望を持つのではないかと想像される。かかるソフホーズに類する農場は今日東歐のすべての人民民主主義諸國に存在している。東ドイツの人民所有地の數は現在一千以上に上り、約二七萬五千ヘクタールの土地を所有すると云われ、また東ドイツ農産物の約一〇%を生産しているとも云われる——前者と後者の數字には相當の懸隔があるようである。人民所有地の過半はドイツ民主共和國農林省附屬の人民所有地連合に加入し、多數のものは農業試験研究機關や民主的な自治機關の管理に移されている。人民所有地は自ら農業生産を行うだけでなく、勤勞農民經營に日常的な生産・技術上の指導・援助を與えることを任務としている。

次に農民相互扶助連合があるが、これは農民の自發的な組織ら

しく、一九五〇年初に五五萬六千の會員を持つていた。連合の主な任務は土地改革によつて地主から沒收されたトラクターその他の農業機械、建物、加工施設等——先に土地と一緒に勤勞農民經營に分配されたと書いたものと恐らく同一物であろう——を集中管理し、また農民の民主的權利の擴大や文化的要求の充足を計ることにあるが、第一の最も重要な仕事は、大部分連合管理下の機械貸貸所が行つてゐる。

機械貸貸所は一九四九年の三月三八六七から五二四に統合・整理され、その指導は連合からドイツ經濟委員會を経て今日では農林省の機關に移されており、連合から分離してソ連のMTS（機械トラクター配給所）のように國家の機關となる可能性が濃い。機械貸貸所は今日のドイツ農村の技術的・農學的指導の中心であり、近く約一萬二千臺のトラクターその他の大機械を持つようになり、五千臺は共和國內で新造し、一千臺はソ連から輸入することになつてゐると云う。機械貸貸所はこれらの機械をもつて勤勞農民經營に奉仕するわけだが、一九四九年には五三萬一千ヘクタールを耕耘したと云われる。この耕耘面積は播種の一割に足りないであらう。なお機械貸貸所はソ連にも、現在のMTSが設置される前に存在したことのある組織である。

東歐諸國の狀況をみると、一九四九年チエコスロヴァキヤは二萬七千臺のトラクターを有しており、ハンガリーは三千五百臺のトラクターを持つ二〇〇のMTS、ブルガリヤは四千九百六十臺

のトラクターを持つ八六のMTSを設置している。またポーランドは一萬四千臺のトラクターを國家機關に集中し、二千臺を協同組合の機械貸所を持たしている。東ドイツより一步先んじて出發した東歐諸國の農業においても機械の演ずる役割は未だ大きくなく、その點では東ドイツと大差ないが、目下實施中の五カ年計畫によつて、これらの諸國のトラクター數は二倍乃至それ以上に増加する筈だと云う。

最後に農業協同組合は一九五〇年初八〇萬の組合員を擁して、購買販賣・信用事業を行い、特に土地改革によつて創設された勤勞農民經營を援助することに力を注いでいる。かかる流通部門における協同組合の發達が生産協同組合の發生・發展にとつて好都合な前提を創り出す點については云うまでもあるまい。

農業労働者の地位の改善

東ドイツの土地改革は封建的農奴制的な諸關係を一掃し、同時に農村における資本主義的な搾取の基盤を制限した。

一九三九年現在の共和國の地域に七八萬六千人の雇傭農業労働者があり、その約三分の一は一〇〇ヘクタール以上のユンカー經營に傭われていたと云うが、土地改革はユンカー經營の農場日傭人を解放したし、また中農經營も改革後設置された農業組織の援助を得られるので雇傭労働者の必要を減じたから、東ドイツにおいて私經營に雇傭される農業労働者は著しく減少し、彼等の多くは、人民所有地、機械貸所や農民相互扶助連合の企業、その他

の社會化企業で働くようになったものとみられる。農業労働者がかかる機關で働く場合搾取の可能性は著しく制限せられよう。

一九四九年十二月農業労働者の労働の保護に關する法律が發布されたが、これは工業労働者と同一の社會立法が適用されたものである。この法律によつて農業労働者は安定した賃銀率と最低賃銀制、性別や年齢に關係のない同一労働同一賃銀制、社會保險、休暇等を保證され、また八時間労働制が確立され、時間外労働は春時と收穫の際に限つて許されるが、これも年間三百時間を超えてはならないことになつた。自己の經營外に季節的臨時な農業労働の機會を求める零細農民にも勿論原則的には同一の法律が適用されるわけであろう。このような法律の遵守は人民所有地、機械貸所、農民相互扶助連合の企業などでは比較的正しく行われ得ようが、個々の農民經營——農業労働者を雇傭するのは二〇——一〇〇ヘクタールの大農民經營が主だとみられる——にこれを要求することは至難事のようにであり、法律違反の例も無數に傳えられている。なおかかる進歩的な労働立法の個々の農業經營に與えている經濟的影響については全く判らないと云うよりない。

東ドイツには農業および林業労働者の組合があるが、その組織率は不明である。

生産および流通の回復と計畫化

東ドイツにおける農業生産の回復は必ずしも速かではない。播種面積は年々増加しているが、一九四九—五〇年の二カ年計畫が

成功した場合に漸く戦前の水準に達する筈であり、穀物の收穫率と家畜頭数も増加はしているが、一九四九年には未だ一九三九年の水準より可成り低かつた。従つて少くとも一九五〇年には農業生産が戦前の水準まで回復したかどうか疑問である。

東ドイツでは食糧調達について義務納入の制度がとられているが、これは累進的な租税制度と同様に、勤勞經營を強化し、富農的要素を制限することに成功しており、また餘剩農産物の高價買上と報償物資（衣料、靴、農機具など）の提供によつて都市と農村間の商品流通が促進され、購買・販賣協同組合の發達が都市と農村の提携の條件を創り出しつつあるという。これらの食糧調達および租税制度は以前ソ連で採用されていたものと大體同一のようである。しかし東ドイツは食糧自給の條件に恵まれていながらも拘らず、今日なお食糧不足が傳えられ、食糧輸入は増加しており、一九五〇年中に廢止される豫定であつた配給制度が存続しているところを見ると、ソ連側資料の傳えるように東ドイツの農業政策が一〇〇％成功しているとは考えられず、生産流通ともに未だ正常な状態に回復しているとは云い難いであらう。この原因の一つは東歐諸國の場合と同じく、やはり工業生産の偏重にある。東ドイツにおける農業生産の計畫化は今日では未だ人民所有地機械貸貸所、農民相互扶助連合、農業協同組合等を把えているにすぎず、極めて制限された性格をもち、端緒的な段階にあるにすぎない。また先にあげた租税制度や農産物調達制度は農業の計畫的調節を助けるものであり、計畫化は富農的資本主義的要素を制

限し、彼等に對する人民の統制を強化する手段の一つでもあるわけだ。

今後の問題

既にみた通り、土地改革の結果、東ドイツにおいては勤勞農民經營が壓倒的となつた。だがかかる小商品生産が絶えず資本主義的要素を生み出すことは云うまでもない。特に東ドイツでは恐らくは生産力維持の考慮から土地の均分化が徹底的に押し進められなかつたので、一方には富農的な大農民經營が残り、彼等は一〇〇ヘクタールに及ぶ廣い土地と相當數の農業機械と家畜を所有して、農業労働者の搾取を行つており、他方には自己の土地や生産用具のみでは生計維持の困難な多數の零細農民經營がこれに對立している。勿論土地改革によつて分配された土地の賃貸借や賣買は禁止され、調達、租税、補助金等の面で富農制限、貧中農保護の政策が採られているが、資本主義的要素の發生・發展・階層分化の可能性は嘗てのソ連などの場合より大きい。ルーマニヤなどでは五〇ヘクタール以上の土地について再度の土地改革が行われた例もあるが、この點については、富農對策問題とも關連して早晚何等かの措置を必要としよう。また一方、農業の社會主義的發展への軸となるべきソフホーズや機械トラクター配給所の萌芽はあるが、東歐諸國におけるような、農民自體の生産協同組合の結成は未だ殆どみられない。東歐諸國の生産協同組合は、例えばハンガリーやブルガリヤのように農民が提供した土地その他の生産

手段ならびに勞働の双方に對して分配を行うものと、ルーマニヤにおけるように生産手段は共有にして、勞働に對してのみ分配を行うものとの二つの形態がある。生産協同組合の最も發達してると云うブルガリヤにおいては一九五〇年九月勤勞的協同組合農業經營の數は二〇五三、組合員數三六萬一九六六人、耕作面積一四三萬三〇三三ヘクタールであつた。農業における生産協同組合の結成において東ドイツは東歐の人民民主主義諸國に著しく立遅れていると云わねばなるまい。

また東歐諸國においては國家と協同組合が工業生産の九二・九八%を握り、卸賣商業の一〇〇%、小賣商業の八六%を支配し、營てのソ連における五カ年計畫、農業の全面的集團化の着手の直前と略々同一の段階にあるのに對し、ドイツ民主共和國では工業生産の三〇%が資本主義的要素に握られ、國家および協同組合は商品流通の五五%を支配しているにすぎない。

かかる事情を反映して、今日のドイツ民主共和國の國家權力は一部有産階級をも加えた連合政權であり、人民民主主義諸國におけるようなプロレタリアートの獨裁ではないと云われる。

從つて東ドイツは、今日の人民民主主義諸國のように、階級としての富農の一掃、農業の全面的集團化、直接の社會主義の建設を當面の問題としておらず、富農との妥協からこの制限の政策へ移りつつある段階にすぎない。これはソ連におけるネップの前半期、東歐諸國が最初の短期復興計畫に着手した數年前の時期に比較されるであらう。

東ドイツが資本主義的には一應先進國でありながら東歐の人民民主主義諸國に比しその諸變革において立遅れている理由は、ドイツが東西に兩斷され、しかも二つの體制の對立の結節點であることに基く政治的不安によるものであらう。また經濟的には東ドイツの工業が西ドイツの鐵鋼や石炭と結合しなくては發展が困難であり、少くとも年間約二〇〇萬種の鐵鋼の輸入を必要とするのみられ、ソ連や東歐諸國が未だこの空白を充分にカバーし得ない事情も極めて重要である。從つて東ドイツの諸改革は勢い微溫的漸進的たらざるを得ないのである。

東ドイツは今後、農村における人民所有地、機械貸貸所等を軸として、さらに生産協同組合を育成し、富農に對する制限を強めつつ、都市と農村の商品流通を掌握し、農業の全面的集團化の前提を創り出さねばならないわけだが、ソ連の場合と違つて土地の私有廢止、國有化が實施されていないので、農民から形式的に土地を取り上げると云う困難な問題が残つている。これは東歐の人民民主主義諸國の場合も同様であるが、人民民主主義諸國では土地の國有化は農民の生産的協同の前提となつてないから、ソ連の場合とは逆に、貧中農の生産協同組合への結集、M T Sの増加、土地の貸貸借や賣買の禁止等の措置を通じて、土地國有化の問題は實踐的に解決されるものとみられているようだ。なお全面的集團化に當つて最も重要な役割を演ずるのは勞働者と農民の提携であり、今日共和國經濟の基礎をなしている人民的工業（東ドイツでは國家乃至國營工業と云う表現は使用されない）の計畫的發展お

よび農業機械の大量供給であることは云うまでもないであろう。

東ドイツは一九四九—五〇年の二カ年計畫で國民經濟を戦前の水準に回復し、東歐諸國にならつて五一年に始る五カ年計畫では工業生産を倍加することを意圖している。この計畫はドイツの東西兩斷によつて特に甚しくなつた工業の不均衡の克服を最大の目的としており、就中、鐵鋼業、次いで採鐵、機械、造船等の發達に力を注ぎ、東ドイツの重工業國としての自立を企圖している。

またかかる急激な工業の發展のためにも農業の大規模化、機械化の實施は必至であり、五カ年計畫は農業の全面的集團化にとつて一段階を劃するものとなるであらう。しかし東ドイツ農業の集團化がソ連の場合のような急激なテンポで強行されることは豫想されない。

東ドイツ農業の今後の發展はソ連よりも寧ろ東歐の人民民主主義諸國に相似したコースを採るであらうが、その速度は今日東ドイツの貿易の六〇%を占めるソ連および東歐諸國との經濟的關係の強化、ソ連圈經濟全體の發展に依存する點が大きいとみられる。

* * *

戦後の事情についてのインフオメーションが不足している上に東ドイツの農業構造に關する基本的資料を検討出来なかつたために、遺憾ながら極く皮相な紹介に終つた。主として參考した資料は次の通りである。

- G・ハラハシヤン『ドイツ民主共和國の農業改革』クバプロスイ
- エコノミキ『一九五〇年第一號。
- N・プウフロフ『人民民主主義諸國の農業再建』クバプロスイ・
- エコノミキ『一九四九年第十號。
- M・ソビノフ『ドイツ民主共和國—ヨーロッパ史の轉換點』クソ
- ヴァイエストスコエ・ゴスダアルストウオ・イ・ブラアゾウ『一九五〇年第八號。
- V・C『ドイツ民主共和國成立一週年を迎えて』クブネシナヤ・
- トルゴブリヤ『一九五〇年第十號。
- 外務省調査局『東歐諸國における土地改革』
- 久保田明光『ヨーロッパの農業問題』『世界經濟評論』昭和二十一年第七號
- 世界週報

(丸毛)